

宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業実施要領

令和4年4月25日
環境森林部環境森林課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県が一般財団法人省エネルギーセンター九州支部（以下「センター」という。）に委託して行う再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 再生可能エネルギーの導入検討等を行う県内の市町村、民間事業者等（以下「派遣対象事業者」という。）を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、適切な指導と助言により、再生可能エネルギー導入の支援を行い、温室効果ガス排出量の削減を図り、2050年排出量の実質ゼロを目指すことを目的とする。

(派遣対象事業者)

第3条 アドバイザーの派遣対象事業者は、宮崎県内の市町村又は民間事業者であつて、次の各号の条件を満たす者とする。

- 1 宮崎県に本店又は営業所等を置いていること。
- 2 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- 3 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること
- 4 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 5 その他支援が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(派遣条件)

第4条 派遣対象事業者は、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 宮崎県内への再生可能エネルギー設備の導入を検討していること。
- 2 売電のみを目的としておらず、発電した電力の全部または一部を自家消費することを想定していること
- 3 原則として、国の「省エネ最適化診断」を受診すること。

(派遣申請)

第5条 アドバイザーの派遣を申請しようとする派遣対象事業者は、再生可能エネルギーアドバイザー派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）を県に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、当該年度の受付開始日から12月末日までとする。ただし、事業執行額が当該年度の予算額に達した場合は、この限りではなく、その時点で受付を終了するものとする。

(アドバイザー派遣の決定)

第6条 県は、前条の規定による派遣申請に基づき、センターへアドバイザーの派遣を依頼し、センターがこれを受諾した場合は、再生可能エネルギーアドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により、派遣対象事業者へ通知するものとする。

(派遣への同行)

第7条 県は、センターが派遣対象事業者にアドバイザーの派遣を実施する場合は、必要に応じて職員を同行させるものとする。

(派遣の実施報告)

第8条 派遣対象事業者は、アドバイザーの派遣を受けた場合は、派遣が終了した日から14日以内に再生可能エネルギーアドバイザー派遣実施報告書（様式第3号）を県に提出するものとする。

(事後調査)

第9条 県は、アドバイザーの派遣を実施した派遣対象事業者の指導助言事項の実施又は改善等の状況を事後調査できることとし、派遣対象事業者はこれに協力するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第10条 アドバイザーは、派遣対象事業者への指導助言を行うこと等により知り得た派遣対象事業者の秘密を当該派遣対象事業者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、当該秘密を自己の利益又は営利目的のために利用してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣申請書

令和 年 月 日

宮崎県環境森林課長 殿

団体・事業者住所

〃 名称

代表者氏名

宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業実施要領第5条第1項により、アドバイザーの派遣を申請します。

団体・事業者名	
事業内容	
誓約	<input type="checkbox"/> 県税に未納がないことを証明します。 <input type="checkbox"/> 次のアからウまでのいずれにも該当する者ではないことを証明します。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定による個人住民税の特別徴収義務者とされている法人である場合は、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であることを証明します。
担当者氏名 及び連絡先	部署： 氏名： 電話： E-mail： ファクシミリ：

1 指導助言を希望する事項

(1) 該当施設等の電力状況

※ 年間エネルギー使用量、契約種別のいずれかを記載してください。

年間エネルギー使用量（原油換算値）（ ） kL

契約種別（低圧電力・高圧電力・特別電圧）（ ）

(2) 分野

太陽光発電 小水力発電 風力発電

バイオマス発電 バイオマス熱利用 地中熱利用

(3) 指導助言を希望する事項に関する現状と課題

--

2 アドバイザーへの依頼事項

--

3 課題解決目標 ※できるだけ具体的に記載してください（何を、いつまでに、どの程度、どういう状態に）。

--

様式第2号（第6条関係）

宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣決定通知書

令和 年 月 日

（派遣先団体・事業者の長）

宮崎県環境森林課長

令和 年 月 日付で申請のあった再生可能エネルギーアドバイザーの派遣について、次のとおり決定しましたので、宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業実施要領第6条により、通知します。

終了後は、14日以内に「宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣実施報告書」（様式第3号）を提出してください。

アドバイザー 氏名・連絡先	氏 名	
	連 絡 先	

宮崎県環境森林課長 殿

団体・事業者名

代表者職氏名

宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣実施報告書

令和 年 月 日付けで決定通知のあった再生可能エネルギーアドバイザー派遣の実施結果について、宮崎県再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業実施要領第8条により、下記のとおり報告します。

記

1 派遣されたアドバイザーの氏名

2 派遣を受けた日時・場所

3 指導助言のテーマ・内容

4 指導助言の効果

とても効果があった。 やや効果があった。

あまり効果がなかった。 まったく効果がなかった。

(選択理由)

5 指導助言を踏まえた今後の課題、取組予定

6 添付資料

(1) 省エネ最適化診断報告書（写）

(2) その他関係資料